

新旧対照表

○神奈川県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

新	旧
<p>(工事完了報告) 第10条 認定事業者は、計画認定建築物の工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（第6号様式）により知事に報告しなければならない。ただし、当該計画認定建築物が建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は<u>第18条第22項若しくは第26項</u>の規定により検査済証の交付を受けたものである場合は、この限りでない。</p>	<p>(工事完了報告) 第10条 認定事業者は、計画認定建築物の工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（第6号様式）により知事に報告しなければならない。ただし、当該計画認定建築物が建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は<u>第18条第18項</u>の規定により検査済証の交付を受けたものである場合は、この限りでない。</p>